

第3章 社会教育における人権教育

第1節 社会教育指導員、社会人権・同和教育指導員

1 社会教育指導員等の配置状況

社会教育指導員は平成18年3月現在、社会人権・同和教育指導員を含めて98人配置されている。

うち49人が人権教育を専門に担当している。

(いずれも平成17年度人権・同和教育課調)

2 社会教育指導員等の役割と活動状況

市町村における社会教育指導員等は、社会教育に関する特定分野の直接指導や学習相談、団体育成等を担当している。中でも、社会人権教育を担当する社会教育指導員や社会人権・同和教育指導員は、学級や講座等での人権教育分野における指導や学習相談等を担当している。社会人権・同和教育指導員の活動は、一般の社会教育指導員の活動と相まって人権教育の推進と充実に大きな成果を上げている。

活動にあたっては、社会教育主事等の職員と職務内容を分担・連携しながら、その任務の遂行に係る幅広い活動をしている。

具体的な活動内容は、社会教育主事の役割と活動状況に準じているが、特に、学級や講座等の直接の指導者として、指導や学習相談で力を発揮している。

第2節 同和対策集会所、隣保館

1 同和対策集会所

同和地区における社会教育活動を振興するため、その拠点となる同和対策集会所は、本県においては、昭和46年度にはじめて宇佐市に設置され、現在40館の集会所がある。各集会所ごとに多様な学習が展開され、すぐれた実践が積み重ねられている。

管理運営の主体は、市町村教育委員会で、各施設ごとに運営委員会が設置され、地区住民の教育要求を十分に事業に反映するよう、専門的な視点から活動計画等が検討されている。

同和対策集会所の設置状況 (平成17年度、生涯学習課調)

補助	市町村単独	計
39	1	40

2 隣保館

隣保館は、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして国民的課題である人権問題の理解を深める活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権問題の速やかな解決に資することを目的として設置、運営されている。

(平成17年度、人権・同和对策課調)

年度	市 町 村 名
52	玖珠町(1)
53	豊後高田市(1)
54	杵築市(1) 中津市(1)
55	中津市(1)
58	宇佐市(1) 大野町(1)
61	大分市(1) 九重町(1)
62	武蔵町(1)

第3節 人権教育の実践、地域指定

1 人権教育推進のための調査研究事業

県教育委員会では、平成16年度から、文部科学省委託「人権教育推進のための調査研究事業」に取組んでいる。

本事業は、人権教育に関する学習機会の充実方策や学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発・普及方策、人権教育に関する指導者研修の充実方策、人権教育に関する情報提供の在り方、関係機関との連携方策が主な研究内容となっている。

県教育委員会では、モデル事業2本（市町村人権教育推進講座ファシリテーター養成コースと同専門コース）を実施し、体験的参加型学習の指導者養成と学習プログラムづくりに取組んでいる。

また、国東町人権・同和教育推進協議会、武蔵町、佐伯市、豊後大野市に再委託して、地域における体験的参加型学習の指導者養成や学習プログラム作成、ジュニアリーダーの養成等に取り組んでいる。

研究の内容や成果・課題等については、学識経験者等を含めた「人権教育推進のための調査研究委員会」で議論され、次年度の研修に生かされることとなっている。

2 文部科学省人権教育総合推進地域

大分県では、昭和52年度より文部省同和教育推進地域指定を県助成推進地域として同和地区を有する市町村、又は、市町村の一地域を指定してきた。

平成9年度より文部科学省教育総合推進地域を県助成推進地域として指定している。(社会教育含む)

推進地域では、次の事項に係る事業について、地域の実情に即し、総合的に実施している。

- ① 児童・生徒の進学意欲及び学力の向上等のための効果的な取組について
- ② 学校、家庭、地域社会の連携による取組について
- ③ 児童・生徒の学力の実態及び背景となる事情等の把握について
- ④ 地域や家庭の教育力を向上させ、活用するための方策等について

(推進地域指定の推移)

年 度	平成 元・2	3・4	5・6	7・8	9・10・11	12・13・14	15・16	17
事業名	同 和 教 育 推 進 地 域				教育総合推進地域		人権教育総合 推 進 地 域	
地 域	日 田 市	山 香 町	大 野 町	白 杵 市	豊後高田市	鶴 見 町	天 瀬 町	日田市 天瀬町

第4節 指導者の研修

1 生涯学習課所管研修事業

- (1) 小・中学校 PTA 地区別指導者研修会
- (2) 高等学校 PTA 地区別指導者研修会
- (3) 大分県 PTA 研究大会

2 市町村での取り組み

地区別懇談会の指導者、学級・講座の指導者、又は各種団体等の指導者の育成